

令和 8 年 1－3 月期における分限処分の状況について

1 免職・降任

令和 8 年 1 月から 3 月までの間に免職処分を受けた者は 1 人で、その事由は「心身の故障のために職務遂行に支障がある場合」に該当となっています。

また、降任処分を受けた者はいませんでした。

(備考)前年同期:免職 1 人、降任 0 人

2 降給

令和 8 年 1 月から 3 月までの間に降給処分（降号）を受けた者は 1 人で、その事由は「勤務実績不良」でした。

(備考)前年同期:0人

以 上